

筑前町選挙管理委員会告示第 55 号

指定投票区の指定及び指定関係投票区を定めることについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 7 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

指定投票区	指定関係投票区
第 9 投票区	第 9 投票区を除く全ての投票区